

日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の證明を受け、かつて、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、

第五条 研究所の成立の際、第十一條に規定する（権利義務の承継等）適用しない。

業務に關し、現に國が有する權利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時ににおいて研究所が承継する。
前項の規定により研究所が國の有する權利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとす

前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二年五月一六日法律第八四号）抄

附 則（平成一八年三月三一日法律第二
四号）抄

（議員の一迷等）
行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 (職員の引継ぎ等)

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国際オリンピック記念青少年総合センター）にあつては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 第三条 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試セン

タ一、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第四条 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該執行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、そ

の者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間と

6 みなして取り扱うべきものとする。
施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独

術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法

の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第二百七十

六号 第一条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。)の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

施行日以後の研究所等は、施行日の前日に施行

目前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となつた者のうち、施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による

失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前は施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法

等の一部を改正する法律（平成二十年法律第十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、
左の行文又は手書きを下記の如き

独立行政法人国立特別教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者については独立行政法人国立女性教育会館の、独立行

政法人國立国語研究所を退職した者にあつては
大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独
立行政法人國立科学博物館を退職した者にあつ

ては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国立研究開発法人人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に
関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七
号）。次条において「特労法」という。）第四条
第二項に規定する労働組合であつて、その構成
員の過半数が附則第二条第二項の規定により施
行日後の研究所等の職員となる者であるもの
(以下この項において「旧労働組合」という。)
は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十
四年法律第二百七十四号）の適用を受ける労働組
合となるものとする。この場合において、旧労
働組合が法人であるときは、法人である労働組
合となるものとする。

る日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる場合における施行日前にした行為及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月三〇日法律第七五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日法律第九五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第一 条（施行期日）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。（超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）

附 則（平成二一年三月三一日法律第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。（超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）

第一 条（施行期日）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。（超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）

手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。